

全木連時報

3月25日(土曜日)
(第576号)〔毎月25日発行〕
平成18年(2006年)

発行所
社団法人 **全国木材組合連合会**
代表者 後藤隆一
東京都千代田区永田町2-4-3 ☎(3580)3215
URL <http://www.zenmoku.jp>



木材産業シンボルマーク

昭和33年12月15日第三種郵便物認可

定価 年500円

『全木連時報』の購読料は年会費に含まれています。

違法伐採問題を考える国際セミナーを開催

極東ロシアの森林と我が国の木材貿易

全木連は、三月十四日に東京の虎ノ門パストラルで、違法伐採問題を考える国際セミナーを開催した。同種のセミナーの開催は今回で三度目になる。また、翌十五日には大阪市の大阪木材会館で同じく開催した。この中で、極東地域での違法伐採は相当ハイレベルであることが報告され、ロシア政府も徐々に実態を認め始め、対応を表明しているものの、実行が伴わず、そこには、深い社会的、経済的要因があるとされた。解決には、国際的な環境づくりと地場木材産業の振興が必要としている。



セミナーでは、ロシア極東経済研究所教授アレキサンダー・シエインガウス氏、NGOのBROCC議長アナトリー・レベデフ氏から、極東地域の林業、木材貿易、それらと日本との関わりについて報告があり、北洋材貿易を考えるうえでの今後の参考とすることとした。司会は、北海道大学助教授の柿澤宏昭氏。

柿澤氏は趣旨説明の中で、ロシアは世界最大の森林国であり、木材資源のほか温暖化ガスの吸収源、また、北太平洋の巨大な魚付き林という見方もあり、その役割はますます注目されている。一方、ロ

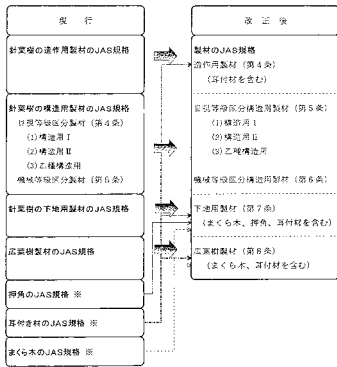
シアの森林は持続的な森林管理が行われていないとの批判も多く、特に違法伐採に関してはインドネシアと並んで問題のある国とされている。ロシア材を大量に輸入している日本も積極的な取り組みが求められている。ロシアにおいて違法伐採対策を行う際の大きな問題は、森林政策や組織が過去に何度も変わり、現場が混乱していること。現在、ロシア側に対策と実行の能力が十分にあるとはいえない状況だ。しかし、何らかの対策がなければ解決しない。ロシアの専門家をお招きする今回のセミナーで少しでも状況を改善するための答を見つけたかった。

シアの森林は持続的な森林管理が行われていないとの批判も多く、特に違法伐採に関してはインドネシアと並んで問題のある国とされている。ロシア材を大量に輸入している日本も積極的な取り組みが求められている。ロシアにおいて違法伐採対策を行う際の大きな問題は、森林政策や組織が過去に何度も変わり、現場が混乱していること。現在、ロシア側に対策と実行の能力が十分にあるとはいえない状況だ。しかし、何らかの対策がなければ解決しない。ロシアの専門家をお招きする今回のセミナーで少しでも状況を改善するための答を見つけたかった。

目次

- 一面 ロシアの違法伐採について 国際セミナーを開催
- 二面 JAS規格改正内容 日本も輸入木材梱包材に検疫措置を導入
- 三面 木材表示についての講演
- 四面 環境税への対応と県税の状況 景況調査

製材関連 J A S 規格の統合案



製材関連の J A S 規格を統合する改正案は、一月にパブリックコメントを終了。今年秋頃の告示が予定されている。

改正案の主な内容は次のとおりであるが、要は、針葉樹の構造用製材、造作用製材、下地用製材、広葉樹製材はそれぞれ日本農林規格が定められているが、製材工場では、ほぼ同一の製造条件で製造

製材 J A S 規格が改正

紙などのプロジェクトがある。森林セクターの生産量を増加することも対策である。

レベデフ氏は、次のように講演した。ロシアの N G O は軍隊や他の行政調査官と共に森林のモニタリングをし、監視している。沿海州木材輸出協会 (P A L E X) は合法性の管理をするために自ら調査団体を立ち上げたが、良い結果にはならなかった。 F S C 森林認

証の企業でさえ、 F S C の原則に違反しているという。 W W F 極東ロシアの指導により創設された森林認証に関するワーキンググループも違法伐採を阻止するためのツールがなく、有効性は疑問である。我々は、よりよい調達指針をもつ中小のロシア企業に投資するよう提案する。このことが唯一の違法伐採対策である。

され、試験方法等共通部分が多いことから、これらを統合して、一つの規格にするところがポイントである。

改正 (追加) 規定の主な内容

一、針葉樹の構造用製材、造作用製材、下地用製材及び広葉樹製材は、それぞれ日本農林規格が定められているが、ほぼ同一の製造条件で製造され、試験方法等共有する部分が多いことから、これらの規格を統合し、利用者の利便性を図るため、新たに「製材の日本農林規格 (枠組壁工法用構造用製材及び単層フローリングを除く。) 」を制定し、上記の現行規格を廃止する。

二、「製材の日本農林規格」の中に条項で、造作用製材、目視等級区分構造用製材、機械等級区分構造用製材、下地用製材及び広葉樹製材の五規格を設ける。

三、押角、耳付き材及びまくら

木の三規格は、平成十六年の農林物資規格調査会において廃止することとされたが、一方で、格付された押角、耳付き材は、仮設材料や内装材として使用されるものであること、まくら木は地方自治体や民間の仕様書に引用されていること等から、新たに制定される「製材の日本農林規格」の中の定義に「押角」「耳付き材」「たいこ材」及び「まくら木用」を追加し、等級表示の中で括弧を付して記載できる規定とする。

新たな規定の主な内容

一、構造用製材の中に、梁等に使用する「たいこ材」や遊具・外構材等として幅広く利用される「円柱類 (丸棒) 」についての基準を定める。

二、保存処理に関する規定において、流通実態等を踏まえ、新たな薬剤を追加するとともに、環境問題を引き起こす可能性のある「 C C A (クロム / 銅 ・ ひ素化合物) 」を削除する。

農林水産省は、日本への輸入貨物の木材梱包材に対して、各国と同様に、国際基準に基づいた規制を行う方針を発表した。既にパブリックコメントを終了しており、今後は、公聴会、説明会を経て、 W T O への情報提供を行い、時期は公表されていないが、本年中に

輸入用木材梱包材に

検疫措置を導入

物」を削除する。

(追加薬剤 : S A A C , B A A C , C U A Z , A Z N , V Z N I E)

三、保存処理の浸潤度基準において、樹種を「耐久性 D 1」と「耐久性 D 2」に区分し、樹種名を特定していたが、「耐久性 D 1」にサイプレス・パインを追加するとともに樹種を明確にし、「耐久性 D 2」は「耐久性 D 1」以外の樹種とし、これらに類するもの「の規定を削除する。

四、現行の腐朽の基準「軽微なこと」「顕著でないこと」を数値により明確化する。

五、構造用製材においては、従来から節、丸身、割れ等の強度的欠点因子の規定により等級付けを行っていたが、見た目が重視されることから、造作用製材の規定を引用した材面の美観について新たに規定する。(例・構造用の化粧柱において、「甲」三方上小節」等 J A S マーク表示が可能)

も実施されると見られる。

今回の決定は、平成十四年三月に植物検疫措置に関する国際基準 15 が採択されたことにより、植物検疫所において、輸入貨物の木材梱包材に関する病害虫危険度解析を行った結果、輸入貨物の木材梱包材から検疫有害動植物が侵入

企業経営に安心を提供します
全木連グループの各種共済制度

おかげさまで30年
中型グループ共済

従業員のために 経営者のために	中型グループ	施設賠償 PL共済	第三者への事故対策に	
	大型 L型	各総合保障 プラン	木退共	従業員の退職金の準備に
	無配当型		積立終身	経営者の退職金などの準備に

などの備えに
ケガ・病氣入院

全国木材協同組合連合会
 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3
 TEL 03-3580-3215(代)

するリスクがあるとの結論が得られたことによるとされている。

このため、我が国も国際基準に沿った植物検疫措置を導入する方針で対処することとなった。

なお、本検疫措置は輸出国における消毒処理を前提とし、処理済木材梱包材は植物検疫の対象にしないとしている。つまり、消毒証明のあるものは、そのまま輸入され、無いものについては、輸入検

査を受けるか、または、消毒処理を受けるか廃棄措置を受けることとなる。

このほか、検疫措置導入にあたっての事務手続きとして次の三点が示されている。

一 規則等の改正
新たな検疫措置を導入する場合には、輸入貨物検疫規定(告示)の改正が必要であり、そのための公聴会の開催が必要である。また、

実施についての新たな農林水産省局長通知も必要である。

二 WTOへの情報提供
国際貿易に大きな影響を及ぼすことから、当該措置の導入後WTO/SPS委員会での情報提供及びIPPC事務局ホームページへの掲載を行うことが必要である。

三 経過措置
検疫措置の導入にあたっては、一定期間(六ヶ月程度)の経過措

置期間を設ける等段階的に導入することとする。

(解説) 主要国では、非加工木材製梱包材に対する検疫措置についての統一基準である国連食料農業機関(FAO)の国際植物保護条約(IPPC)に基づく、国際貿易における木製梱包材規制のための指針 ISPM 15を導入する動きが加速しており、また既に国際基準 15による規制を実施して

いる国も多くなっている。全木連が把握しているうち、本措置を実施あるいは実施を表明している国は、EU、カナダ、米国、メキシコ、韓国、中国、スイス、ニュージーランド、インド、南アフリカ、フィリピン、オーストラリア、チリ、トルコ、ナイジェリア、ブラジル、コロンビア、オーストラリア、ペルー、エクアドル、パナマ、アルゼンチン、グアテマラ、ボリビア、ベネズエラ、エジプト、パラグアイの各国。

講演録 「木材の表示について」

(講師) 木の何でも相談室長・木材表示推進協議会会長 岡野健氏

(二月二十日に開催されたJAS製材品普及推進展示会表彰式での記念講演より。)

JASの表示は性能を表していますが、今日お話しする「木材表示」制度というのは少し違います。

木材表示とはラベルを貼ること。何を貼るかという、原産地や樹種がわかるものをです。柱の場合、集成材が多いのですが、施主は見ただけでは分からず、何年かして表面が剥れたりして、やっと集成材であることが分かったりします。ムクダとか集成材であるとかを表示しているということですが、

木を意識して

もろいことが重要

消費者が求める表示とは何か。

消費者とは何か。これはJASと似ているところもあります。食品だと、スーパーで買ってレジでお金を払う人が消費者です。しかし、木材の場合、三五角を買った人が消費者ではなく、最終的に家を買う人が消費者です。

家を買う人は三十代が多いそうです。若い人は家を買うにもインターネットで調べます。インターネットを見ますと、二千万円位だと「木造住宅」としか書かれていない。あるのは、駅から何分、間取りなどだけです。子や孫に残せる家なのかどうかは分かりません。

そこで、家を買う人は、木にお金を払うという意識がない。だから難しい。JASに通じるところです。では、原産地は何を書くのか、東京産であれば「東京」とはしな

いで「日本」とします。県産材普及の場合など、加工をしたところを産地とすることがあります。ロシア材を使ってもです。しかし、我々は違う、木が生えているところが産地です。

住宅展示場では、木造か鉄骨か分からない。内装は同じです。例えば、日常千円の品物を買ったときでもよく原料を調べるのに、木造住宅はそうではない。難しいところです。

生産者という定義も難しい。消費者から見た生産者というのはビルダーであって、製材業者でも流通業者でもありません。お金を受け取る人が生産者です。

何でも相談室の相談例から

消費者の期待していることを考える

消費者が期待していることを「何でも相談室」の相談例から考えてみます。

米松になった。これは違法ではないかと相談です。

建築費が六千万円で、施主は木拾い表とチェックしていたようです。しかし、樹種は専門家でも見分けるのが難しい。きっと誰かに聞いたのでしようが、樹種が違うものを集計していったら、百三十七万円になって、工務店に言っただけで戻してもらったということ。建築士に設計監理を依頼していましたが、これは二万五千円だったそうです。監理項目の内容が分からないので、何とも言えませんが、そこで、表示があれば、こういふトラブルは起こらないだろうと思うので、表示の必要性があると思います。

次は、岐阜から藤岡に引っ越した人が、岐阜でも使っていたので、コウヤマキの風呂桶を注文したのですが、匂いが無いということです。コウヤマキではないのではないかと疑われて調べたところ、コウヤマキだったということがありました。馬次は、家畜の敷料の例です。馬

の具合が変になり、敷料に問題があるのではないかと獣医さんが聞いてきた。その方は、事例を知っていて、南米産のチップを使っていると、びらん性の出血が起こることがあるので、樹種を調べてもらいたいということでした。学名も分かっているということでしたので、敷料のサンプルを送ってもらいました。細かい木口も分かりました。学名がわかっていましたので、それはニガキ科のカシエッタという樹種で家具用材に使われていることがわかりました。苦い味がする性質があるので、サンプルをお湯にいれて、舐めてみて、その樹種であることが分かりました。これなどは、樹種表示がしてあれば、家具屋さんなどが分別しておけば済むことです。

以上のようなことですが、表示の必要性を理解いただいて、その推進母体である「木材表示推進協議会」はまだ会員が少ないので、加入協力をお願いしたいと思います。

景況調査 = 全木協

18年2月分集計表 ()内は実数

〔流通部門〕

モニター数92 回答数68 回収率74%

当月の状況

販売量	増加22% (15)	変わらず47% (32)	減少31% (21)
仕入量	増加26% (18)	変わらず45% (30)	減少29% (20)
販売価格	上昇22% (15)	変わらず72% (50)	下降6% (4)
仕入価格	上昇49% (34)	変わらず51% (35)	下降0% (0)

来月の見通し

販売量	増加50% (34)	変わらず41% (28)	減少9% (6)
仕入量	増加35% (24)	変わらず58% (39)	減少7% (5)
販売価格	上昇22% (15)	変わらず75% (51)	下降3% (2)
仕入価格	上昇38% (26)	変わらず62% (42)	下降0% (0)

3か月後相場予想	強含み	保ち合い	弱含み
米材	56% (34)	41% (25)	3% (2)
南洋材	41% (22)	55% (30)	4% (2)
北洋材	65% (35)	31% (17)	4% (2)
国産材	12% (7)	77% (44)	11% (6)
建材	39% (20)	57% (29)	4% (2)

乾燥材取引の頻度	増加 26% (16)	変わらず 74% (46)	減少 0% (0)
----------	----------------	------------------	--------------

〔製造部門〕

モニター数97 回答数70 回収率72%

当月の状況

販売量	増加21% (15)	変わらず45% (31)	減少34% (24)
仕入量	増加17% (12)	変わらず53% (37)	減少30% (21)
販売価格	上昇20% (14)	変わらず69% (48)	下降11% (8)
仕入価格	上昇41% (28)	変わらず46% (31)	下降13% (9)

来月の見通し

販売量	増加51% (35)	変わらず42% (28)	減少7% (5)
仕入量	増加26% (18)	変わらず62% (43)	減少12% (8)
販売価格	上昇16% (11)	変わらず81% (57)	下降3% (2)
仕入価格	上昇26% (18)	変わらず70% (48)	下降4% (3)

3か月後相場予想	強含み	保ち合い	弱含み
米材	69% (22)	31% (10)	0% (0)
南洋材	50% (9)	50% (9)	0% (0)
北洋材	79% (22)	17% (5)	4% (1)
国産材	17% (8)	76% (35)	7% (3)

プレカットの動向

受注後、加工までの待ち時間	1ヵ月以内 68% (13)	1ヵ月 32% (6)	1ヵ月以上 0% (0)
---------------	-------------------	----------------	-----------------

「環境税」への対応・その後

全木連では、木材産業振興大会で地球温暖化防止のために環境税を創出し、木材利用推進をその使途に位置付けるように決議し、関係方面への働きかけをしてきたが、平成十八年度の税制改正大綱では「諸般の情勢に考慮を払いながら総合的に検討する」事とされ、同法の創設は次年度以降に持ち越されることとなった。

引き続き、京都議定書の二酸化炭素吸収源の確保に向けて森林整備水準を引き上げていくために「環境税創設を含む安定的な財源の確保」が必要とされており、木材業界としてもその使途に木材利用推進を位置付けることも含めて、取り組んでいく必要がある。

これらの国段階での動きとは対照的に、都道府県での環境税導入が進んでいる。その状況は次のとおり。

導入済 高知県「森林環境税」、岡山県「おかもすづくり県民税」、鳥根県「森林環境保全税、島根県「森林環境税、山口県「やまぐち森林づくり県民税、熊本県「水とみどりの森づくり税、鹿児島県「森林環境税、福島県「森林環境税、奈良県「森林環境税、兵庫県「県民緑税、大分県「森林環境税、滋賀県「琵琶湖森林づくり県民税、岩手県「いわての森林づくり県民税、静岡県「森林づくり県民税、神奈川県「水源環境保全・再生のための個人県民税の超過課税措置、和歌山県「紀の国森づくり税。

以上に加え、二十四都道府県で導入の検討が進められている。(以上、一月四日現在林野庁調べ)。

使途については様々であり、森林づくりの時代から森を活かす時代に見合った使途の検討が必要となっている。

林業・木材産業発展のために

お役に立ちます 林業・木材産業信用保証

平成16年6月からスタート!

「グリーンサポート3000」

一定の要件を満たした保証申込みにスピーディに応える無担保保証です。

独立行政法人 農林漁業信用基金 (林業部門)

副理事長 加藤 鐵夫

〒101-8506 東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル11階
TEL 03-3294-5581 FAX 03-3294-5595
URL <http://www.affcf.com/forestry>